

## 高齢者を見守る QR コードを交付しています

☎ 高齢福祉課地域包括ケア推進係 ☎ 575-1125

高齢者などが外出して行方不明となった、または警察などの関係機関に保護された場合に、いち早く身元を確認し、家族の元へ帰ることができるように、持ち物などに貼る「QRコード」を交付しています。

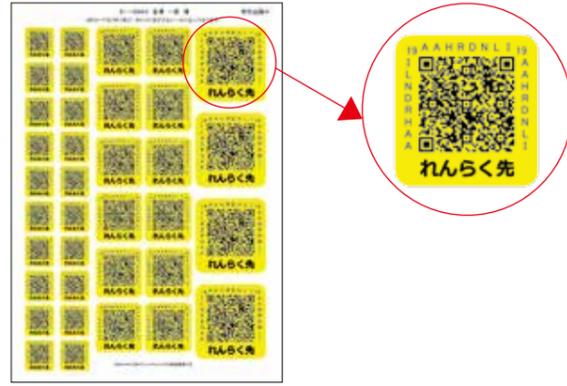
**【対象者】** 認知症（疑いを含む）により行方不明になる可能性のある高齢者など（若年性認知症に相当する人を含む）

**【申し込み】** 各総合支所（保原は高齢福祉課）に申請書類をご提出ください。申請書類は各総合支所や市ホームページからダウンロードできます。

**【料金】** 無料（シート追加の場合は実費負担）



QRコードはアイロンで貼る布製のものとしールタイプが選べます。



### 身元確認の流れ

① QRコードを読む…委託先であるアイネット(株)の電話番号と、個人のID番号のみが表示されます。



個人情報は表示されません。QRコードで個人情報が漏れる心配はありません。

② アイネット(株)に電話する…ID番号をアイネット(株)に伝えることで個人を特定し、利用者が申請時に登録した緊急連絡先にアイネット(株)が連絡します。

→ 家族の元に戻れます

## 豊かな自然を未来へ 第2次環境基本計画策定

☎ 生活環境課環境係 ☎ 575-1228

市の今後10年間の環境行政を計画的に進めるため、環境分野ごとに目標と方針を定めた「第2次伊達市環境基本計画」を策定しました。

資源を守り、快適な暮らしを維持するため、ゴミの減量化やリサイクルの推進などにご協力をお願いします。

### 【環境目標】

- ① 地域から地球環境の保全に貢献するまち
- ② 豊かな自然の中で人々が共生できるまち
- ③ 誰もが健康で安心して暮らせるまち
- ④ ゆとりと潤いのある快適に暮らせるまち
- ⑤ 放射性物質による汚染からの環境再生を実現するまち
- ⑥ ともに学び、考え、行動する環境にやさしいまち



市ホームページで詳しくみる▼



### 【伊達市が目指す将来環境像】

みんなで学び共に行動し、豊かな自然を未来へ継ぐ伊達～魅力は、やっぱ、里山だべ！～

### 【温室効果ガス削減目標】

地球温暖化に関する国内外の状況を踏まえ、「地球温暖化対策実行計画」も計画に盛り込みました。

	基準年度	短期目標	中期目標	長期目標
年度	2013年度	2025年度	2030年度	2050年度
削減率	-	23%	31%	80%

## 半壊以上の被災家屋を公費で解体します

☎ 生活環境課環境係 ☎ 575-1228

令和3年2月13日に発生した地震により被災した家屋などを、所有者の申請により、市が所有者に代わって解体・撤去します。

既に自身で解体・撤去した場合も、費用を償還します。(内容により全費用を償還できない場合あり。)

### 【受付期間】

公費解体：6月30日(金)まで（土日祝除く）

自費解体の償還：7月30日(金)まで（土日祝除く）

【受付時間】 8時30分～17時15分まで

【場所】 生活環境課（伊達市役所中央棟3階）

## 公共施設でWi-Fiが利用できるようになりました

☎ 総務課総務係 ☎ 575-1239

市民や来訪者の利便性向上と、災害時などに情報収集しやすい環境を作るため、市内の公共施設など10カ所に無料でインターネットに接続できるWi-Fi環境を整備しました。

【利用方法】 施設に掲示したパスワード、もしくはご自分のメールアドレスなどをスマートフォンなどに入力し接続できます。(※60分ごとにつき直す必要があります。)



## 発熱外来の予約・診察は月・火・木・金

☎ 健康推進課健康管理係 ☎ 575-1116

5月から伊達地方発熱外来の診療日が変わります。

【予約受付】 月・火・木・金の9時～12時

【診察時間】 月・火・木・金の14時～16時

※当日午前に予約した人のみ診察を受けられます。

【場所】 北福島医療センター敷地内

【対象となる人】 市民または市に勤務する人（高校生以上）

【撤去の対象】 罹災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の家屋などや、中小企業者の事業所などで、生活環境の保全上撤去が必要と認められるもの。

※自費解体費償還の場合は5月31日(金)までに契約したものに限り

※一部解体・リフォームは対象外

※ブロック塀などの外構は対象外

【申請様式】 生活環境課で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

### 無料Wi-Fiが使える施設

JR東北本線伊達駅	阿武隈急行線保原駅
阿武隈急行線梁川駅	伊達中央交流館
伊達ふれあいセンター	梁川総合支所
保原中央交流館	保原保健センター
霊山中央交流館	月舘総合支所

※伊達市役所1階シルクホールは既に設置済み

### ▼予約受付と診療時間(5月～)

	月	火	水	木	金	土	日
予約受付 9時～12時	○	○	×	○	○	×	×
診療時間 14時～16時	○	○	×	○	○	×	×

※祝日・年末年始は休診です。

### ▼予約専用電話番号

☎ 090-7791-3088

【持参するもの】 被保険者証、お薬手帳、預かり金5,000円（当日預かり、後日精算）

【注意事項】 必要に応じて検査や薬の処方を行います。定期的を受診治療している人や施設入所者は必ず事前に主治医に電話相談してください。

## 国保脳ドックを受診しましょう

☎ 国保年金課給付係 ☎ 575-1198

**白** 覚症状のない脳梗塞や脳動脈瘤などの異常を早期発見するための検査です。脳疾患の発症を未然に防ぐため、ぜひ受診してください。

**【対象者】** 国民健康保険加入の40歳以上（昭和57年4月1日以前生まれ）で国保税の滞納がない世帯の人（※後期高齢者医療制度などの他の医療保険加入者は対象外）

**【検査内容】** 脳MRI検査

**【実施期間】** 6月1日⑩～令和4年2月28日⑩

**【個人負担】** 検査費用の半額（※検査費用は医療機関により異なる）

### 【申込手順】

①国保年金課または各総合支所（保原を除く）市民福祉係に脳ドック申込書を提出（本人確認書類を持参）

②市から『脳ドック受診票』が届いたら、指定医療機関（※）に申し込む

※指定医療機関…北福島医療センター、公立藤田総合病院、あづま脳神経外科病院附属ほばらクリニック

**【申込期限】** ① 12月10日⑩まで

② 12月28日⑩まで

**【持ち物】** 受診の際は、国民健康保険証、脳ドック受診票、個人負担額を持参してください。

**【その他】** 脳ドックの結果から精密検査などを受診する場合は、保険診療となります。

## マイナンバーカードで手軽コンビニで証明書発行

☎ 市民課市民窓口係 ☎ 575-0205

**マ** イナンバーカード（個人番号カード）を利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で各種証明書が取得できます。画面の案内に従ってタッチパネルを操作し、簡単な方法で取得できます。

**【利用時間】** 午前6時30分～午後11時00分

※年末年始とシステム休止日を除く

### 【利用できる証明書】

証明書の種類	料金
住民票の写し	300円
住民票記載事項証明書	300円
戸籍附票の写し	300円
印鑑登録証明書	300円
戸籍全部（個人）事項証明書	450円
課税（非課税）証明書 / 所得証明書	300円

### 【サービス利用に必要なもの】

マイナンバーカード（個人番号カード）利用時に**4ケタの暗証番号の入力が必要**となります。利用者証明用電子証明書を登録していないマイナンバーカードは利用できません。

市ホームページで詳しくみる▶



### 【ご注意ください】

●戸籍全部（個人）事項証明書については、住所地以外の市区町村に本籍がある場合、マルチコピー機において事前に利用登録申請が必要です。

●住民基本台帳カードや通知カードでは利用できません。

●除籍や改製原戸籍および除票は取得できません。

●印鑑登録証明書取得に印鑑登録証は不要ですが、事前に市役所で印鑑登録が必要です。

●戸籍届出をした場合、戸籍や住民票に変更内容が反映されるまでコンビニ交付はできません。

●コンビニ交付で取得した証明書の交換や手数料の返金はできません。

●暗証番号を連続で3回間違えると利用できなくなります。本人が市民課または各総合支所市民福祉係で暗証番号の再設定を行ってください。

### 【お問い合わせ】

●証明書の取得、マイナンバーカード、コンビニ交付に関すること：市民課市民窓口係 ☎ 575-0205

●所得課税証明書に関すること：税務課市民税係 ☎ 575-1138

## 経済センサス活動調査にご協力をお願いします

☎ 総務課総務係 ☎ 575-1239

**総** 務省と経済産業省は6月1日現在で「令和3年経済センサス-活動調査」を実施します。皆さまのご協力をお願いします。

**【対象】** 全国すべての事業所および企業

**【調査の目的】** 国や地方公共団体の行政施策立案や、民間企業の経営計画策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されます。

## 春の特別行政相談会 5月17日⑩月館で開催

☎ 秘書広報課広報広聴係 ☎ 575-1113

**5** 月1日⑩～31日⑩は「福島さわやか行政相談キャンペーン」期間です。特別行政相談会を月館総合支所で開催します。今後の定例行政相談会の日程は市政だよりなどでお知らせします。

**【日程】** 5月17日⑩ 10時～12時

**【場所】** 月館ふるさとふれあいホール  
1階展示ホール（月館総合支所隣）

## 胃がん検診の対象者が 50歳以上に変わります

☎ 健康推進課健康管理係 ☎ 575-1116

**国** の指針に基づき、今年度、胃がん検診の対象者・受診間隔が**50歳以上・2年に1回**に変更になりました。

### 50歳以上に変更された理由

40歳代の胃がん罹患率・死亡率が減少していることから50歳以上とされました。

### 2年に1回の受診に変更された理由

検診間隔を毎年から隔年に変更しても、胃がんの死亡率減少効果が期待できる科学的根拠があること、また、検査により出血やショックを伴う偶発症などの可能性が高まるため、がん検診の利益と不利益のバランスを踏まえ、2年に1回とされました。

## 経済センサス 活動調査

特設サイトで詳しくみる▶



**【調査票の配布】** 次のいずれかの方法で配布

①都道府県知事任命の調査員が伺い直接配布

※調査員は必ず「調査員証」「従事者用腕章」を身につけています。調査員を装った詐欺にご注意ください。

②国が郵送（5月中旬以降）

**【回答方法】** インターネット回答、または紙の調査票を郵送してください。

**行政相談委員とは** 総務大臣が委嘱した有識者で、地域住民の皆さんからの行政全般に関する意見・要望を受け付け、皆さんと関係行政機関などとの間に立って、解決を促進するよう相談に応じています。



【伊達】 佐々木 義伸さん ☎ 583-4255  
【梁川】 中木 由美子さん ☎ 577-3593  
【保原】 浦山 公一さん ☎ 576-4075  
【霊山/月館】 齋藤 美和さん ☎ 586-3233

※地区に関係なく、どの相談委員にも相談できます。

### 令和3年度以降の胃がん検診

**【対象者】** 50歳以上（年度内偶数年齢の人※奇数年齢で前年度未受診者も受診可）

**【受診間隔】** 2年に1回

**【検査項目】** 胃内視鏡検査、胃部エックス線検査のどちらか（集団検診は胃部エックス線検査のみ）

### 令和3年度胃がん検診

**【開催日時】** 施設検診…6月21日⑩から

集団検診…8月17日⑩から

※新型コロナウイルス感染症の状況により、日程などが変更または中止となる可能性があります。

**【受診票など】** 受診に必要な書類および詳細については6月上旬以降に対象者に送ります。

## 伊達市男女共同参画審議 委員を募集

☎ 協働まちづくり課協働推進係 ☎ 575-1177

市ホームページで  
男女共同参画の取  
り組みをみる▶



**性** 別に関係なく活躍できる社会を作るため、伊達市男女共同参画審議委員を募集します。

【対象者】 次の全てに当てはまる人

- ①伊達市に1年以上住んでいる18歳以上の人
- ②他の市内附属機関などの委員でない
- ③国や地方公共団体の議員・職員でない

【定員】 2人以内

【任期】 6月下旬から2年間

【お申し込み】 5月7日(金)～5月21日(金)に応募申込書と小論文を協働まちづくり課（市役所東棟3階）にご提出ください。申込書は各総合支所、市ホームページでも入手できます。

【小論文のテーマ】 「令和の男女共同参画社会について私の思い」800字以内

## 自宅などでの漏水に ご注意ください

☎ 伊達市水道お客様センター ☎ 573-5036

動画でチェック！  
「漏水の確認方法」



**水** 道を使用していない時にメーターボックス内の量水器のパイロットが回転している場合は、宅内で漏水の疑いがあります。



パイロット  
(丸で囲った部分)

水道を使用していないときに量水器のパイロットを確認しましょう

### 漏水の疑いがあるときは

毎月の市政だよりに掲載している市指定給水装置工事事業者（30社）に確認を依頼してください。

修理費はお客様負担となりますが、条件により水道料金の軽減措置を受けられます。

詳しくは水道お客様センターにお問い合わせください。

だて  
すいっぴー



伊達市 水道の修理

検索

## 来春の入学生向け 早期教育相談会を開催

☎ 学校教育課指導係 ☎ 573-5833

**来** 春、小学校に入学するお子さんの就学への心配や発達について気がかりなことの相談に、専門の教員が応じます。

【期間】 5月26日(土)～6月4日(金)

※土日除く、時間後日調整

【場所】 市役所東棟2階

【お申し込み】 5月14日(金)まで

市内幼稚園や保育園、認定こども園に通っている人は各園に、それ以外の人は学校教育課にお申し込みください。

【その他】 相談にあたり、園などの関係機関からお子さまに関する情報の提供を受ける場合があります。